

○印西市環境推進会議設置要綱

令和 5 年 3 月 31 日 告示第 87 号

印西市環境推進会議設置要綱

(目的)

第 1 条 本市における市民の環境の保全に関する取組みを推進するため、印西市環境推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(設置)

第 2 条 推進会議は、市民による会議（以下「市民会議」という。）と事業者による会議（以下「事業者会議」という。）とする。

(所管事項)

第 3 条 推進会議は、次に掲げる事項を行う。

(1) 印西市環境基本計画及び印西市環境行動指針等の推進

(2) その他推進会議の目的達成のために必要な事項

(組織)

第 4 条 市民会議は、委員 15 名以内で組織し、次に掲げる者につき、市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) その他市長が必要であると認めた者

2 事業者会議は、委員 10 名以内で組織し、次に掲げる者につき、市長が委嘱する。

(1) 市内事業者

(2) その他市長が必要であると認めた者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 市民会議及び事業者会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集し、その会務を総理する。

(部会)

第7条 市民会議は、専門事項を協議するため、部会を設置することができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、環境経済部環境保全課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。